

時代区分II (2)-①竹島の島根県編入告示に関する資料

内務大臣が島根県知事に竹島所管の告示を指示する訓令

No.17 訓第87号

報H26/P7 1905年(明治38年)2月15日



所蔵:島根県公文書センター

資料概要

閣議決定を受けて、内務大臣が島根県知事に対して、竹島の名称と島根県所属隠岐島司の所管となったことを告示するように指示した訓令。

内容見本

北緯三十七度九分三十秒東経百三十一度五十五分
隠岐島ヲ距ル西北八十五湮ニ在ル島嶼ヲ竹島ト稱シ
自今其縣所屬隠岐島司ノ所管トス此旨管内ニ告示
セラルヘシ右訓令ス

作成年月日	1905年(明治38年)2月15日
編著者	芳川顯正(内務大臣)
発行者	内務省
収録誌	令訓 自明治34年至同38年(止)
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	島根県公文書センター
利用方法	島根県公文書センターで利用手続きを行う (島根県竹島資料室で複製本の閲覧可)